

(5) 学業成績の評価等に関する規程

(趣旨)

第1条 明石工業高等専門学校における学業成績（以下「成績」という。）の評価、学年の課程修了の認定等については、この規程の定めるところによる。

(評価)

第2条 成績は授業科目（以下「科目」という。）ごとに100点法により評価する。ただし、必要があると認められるときは、他の方法により評価することができる。

第3条 前条に規定する成績の評価は、科目において必要最小限の学習内容を修得したと認められるときの評価を60点とし、これを基準として行うものとする。

2 欠席時数が各科目で定める時数以上の場合は未履修とし、評価の対象としない。

第4条 成績評価にあたっては、定期試験以外に平常の試験、演習課題報告、実技等を評価の資料とすることができる。

第5条 成績は、所定の期日までに提出する。

(定期試験)

第6条 定期試験は、原則として各学期1回以上行うものとする。ただし、定期試験によらず成績を評価できる科目については、この限りでない。

第7条 定期試験を受験できなかった者で、その理由がやむを得ないと認められる場合は、追試験を行うことができる。

第8条 懲戒処分のため受験できなかった科目の定期試験の得点は、0点とする。

第9条 定期試験中に不正行為をした者は、その時間以後の受験を停止させ、当該定期試験中の全科目の得点を0点とする。

(単位の修得)

第10条 科目を履修し、各学期末の成績評価が60点以上の場合は、所定の単位を与える。ただし、通年科目は学年末の成績評価が60点以上の場合とする。

(課程修了・卒業の要件)

第11条 当該学年における課程修了の要件は、次の(1)及び(2)を満たすこととする。

(1) 当該学年までの修得単位数が自由選択科目を除いて、次表に定める単位数以上であること。

【令和5年度以前入学者用】

学 年 学科・コース				4					5
	1	2	3	機 械 工 学 科	電 気 電 子 工 学 コ ー ス	情 報 工 学 コ ー ス	都 市 シ ス テ ム 工 学 科	建 築 学 科	
一 般 科 目	-	-	49	-	-	-	-	-	75
専 門 科 目	-	-	25	-	-	-	-	-	82
合 計	20	50	80	131	132	133	125	135	167

【令和6年度以降入学者用】

学 年	1	2	3	4	5
一 般 科 目	-	-	-	-	75
専 門 科 目	-	-	-	-	82
合 計	28	58	90	128	167

第5学年はさらに次のア及びイを満たすこと。

ア 当該学年までの必修科目のすべてを履修していること。

イ 卒業研究が60点以上であること。

(2) 第1～3学年において特別活動が合格であること。

2 卒業の要件は、第5学年の課程修了の要件を満たすこととする。

(課程修了・卒業の認定)

第12条 学年の課程修了及び卒業の認定は、教員会の議を経て校長が行う。

2 当該学年において休学期間のある者は、認定の対象外とする。ただし、年度をまたがり連続して1年以内の休学をした場合であって、復学後、休学前の学年の課程を履修している者は、この限りでない。

(進級)

第13条 第1学年から第4学年までの各学年の課程を修了した者は、それぞれ上級学年に進級させる。

(留年等)

第14条 第11条の規定により当該学年の課程修了を認められなかった者は、原学年にとどめる。

(補充履修及び再評価)

第15条 未修得科目については、補充履修させ、再評価することができる。

2 再評価による単位修得の可否の確認は教務委員会において行い、校長が決定する。

3 前項の規定により単位修得を可とされた科目の評価は60点とし、本来修得すべき学年の修得単位数に加える。

(雑則)

第16条 この規程の施行について、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この規程は、平成14年4月1日から施行する。

2 明石工業高等専門学校学業成績評価等に関する規程（昭和51年9月1日制定）は廃止する。

附 則(平成15年2月18日)

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成18年5月10日)

この規程は、平成18年5月11日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則(平成19年3月7日)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月13日)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月8日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和3年12月8日)

この規程は、令和3年12月8日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則(令和4年12月14日)

この規程は、令和4年12月14日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則(令和5年2月8日)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年2月13日)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。